

事 務 連 絡
平成 29 年 4 月 7 日

公益社団法人全日本不動産協会理事長 殿

国 土 交 通 省
土 地 ・ 建 設 産 業 局
不 動 産 業 課

印紙税非課税措置についての周知方協力依頼について

平成 29 年度の税制改正におきまして、「租税特別措置法」（以下「租特法」という。）の一部が改正され、印紙税につき、下記のとおり非課税措置が設けられました。

つきましては、国税庁が作成した「自然災害により被害を受けられた方が作成する契約書に係る印紙税の非課税措置について」の周知用リーフレットを送付いたしますので、貴団体傘下の不動産業者に対する周知方宜しくお願いします。

なお、本リーフレットにつきましては、国税庁のホームページ（<http://www.nta.go.jp>）にて掲載されますので、ご参考までに併せて連絡します。

記

租特法で新たに非課税とされる「不動産の譲渡に関する契約書」又は「建設工事の請負契約書」は、次の①から③のすべての要件を満たすもので、自然災害の発生した日から 5 年を経過する日までの間に作成されるものです。

- ① 自然災害の「被災者」が作成するものであること
- ② 次のいずれかの場合に作成されるものであること
 - イ 自然災害により滅失した建物又は損壊したため取り壊した建物（滅失等建物）が所在した土地を譲渡する場合
 - ロ 自然災害により損壊した建物（損壊建物）を譲渡する場合
 - ハ 滅失等建物の代わるもの（代替建物）の敷地のための土地を取得する場合
 - ニ 代替建物を取得する場合
 - ホ 代替建物を新築する場合
 - ヘ 損壊建物を修繕する場合
- ③ 当該契約書に、自然災害により所有建物に被害を受けたことについて市町村長が証明した書類（「り災証明書」等）を添付していること

※ 被災者と被災者以外の者(例えば不動産業者や建設業者)が共同で作成する契約書の場合、被災者が保存するものは被災者が作成したものとみなして非課税とされますが、被災者以外の者が保存するものは被災者以外の者が作成したものとみなして課税されます。

※ 自然災害とは、被災者生活再建支援法第2条第2号の政令で定める自然災害をいいます。

平成29年4月1日の時点で非課税措置の対象となる自然災害は以下のとおりです。

- ・ 平成28年(2016年)熊本地震
- ・ 平成28年台風第10号による災害
- ・ 平成28年鳥取県中部地震
- ・ 平成28年12月22日に発生した強風による災害